

6 高人委第 281 号  
平成 6 年 12 月 21 日

高知県教育長 様

高知県人事委員会委員



公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 46 号）（以下「条例」という。）及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）（以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定められたので、平成 6 年 12 月 21 日以降は、これによってください。

記

第 1 特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準関係

- 1 任命権者は、条例第 5 条第 1 項の規定による週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、割振り単位期間ができる限り多く連続するように一括して行うものとする。
- 2 条例第 5 条第 2 項ただし書の規定による人事委員会との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。
  - (1) 協議の対象となる職員の範囲
  - (2) 条例第 5 条第 2 項本文の定めるところに従うことが困難である理由
  - (3) 週休日及び勤務時間の割振りの基準の内容
- 3 県教育委員会は、条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めを変更する

場合には、変更の内容及び理由を記載した文書により、人事委員会と協議するものとする。

- 4 県教育委員会は、条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事委員会に報告するものとする。

第 2 週休日の振替等関係

- 1 一の週休日について、規則第 3 条第 3 項に規定する週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。
- 2 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 3 半日勤務時間の割振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該半日勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 条例第 4 条第 1 項又は第 5 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、規則第 6 条第 2 項に規定する休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は行わないものとする。
- 5 規則第 3 条第 4 項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。
- 6 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合における規則第 5 条第 2 項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略す

ることができる。

(1) 週休日の振替を行った場合

- ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間、休憩時間及び休憩時間
- イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
- ウ 週休日に変更した日

(2) 半日勤務時間の割振り変更を行った場合

- ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間、休憩時間及び休憩時間
- イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
- ウ 勤務時間を割り振ることをやめることとなった日並びにその日の勤務時間を割り振ることをやめた後の正規の勤務時間及び休憩時間

7 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の内容を明らかにする決裁文書等は、2年間保管するものとする。

第3 年次有給休暇関係

- 1 条例第12条第1項第3号の引き続き職員となった者とは、人事交流等により採用された者及び条例が適用される職員以外の職員から条例が適用される職員に異動した者をいう。
- 2 規則第9条第2項第3号の人事委員会が認める法人は、特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。
- 3 条例第12条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇がある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

第4 病気休暇関係

- 1 「労働安全衛生法第68条の規定に基づく労働省令で定める疾病」とは次に掲げるものをいい、勤務することによって病勢が増悪するもの又は他の職員に感染若しくは危害を及ぼすおそれのあるものについては、これらにかかっている期間は、就業を禁止しなければならない。

ただし、(1)に掲げる疾病にかかっている者について、伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

なお、これらの疾病で就業禁止の処分をするときは、医師又は衛生管理者の意見に従い決定しなければならない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病
- (2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるもの
- (4) 上記に準ずる疾病で、労働大臣が定めるもの

2 「伝染病予防法第7条の規定に基づく強制収容」とは

法定11種伝染病、厚生大臣の指定する伝染病並びに疑似症及び病原体保有者で市町村長又は伝染病予防委員に伝染病院、隔離病舎、その他適当な場所に収容されることをいう。

(1) 法定11種伝染病

コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、日本脳炎

(2) 厚生大臣の指定する伝染病

灰白髄炎

(3) 疑似症

疑似赤痢

(4) 病原体保有者

上記の伝染病の病原体保有者

3 「前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷」の場合

(1) 休暇請求の要件

職員が病気休暇を請求する場合必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。

(2) 休暇承認の要件

休暇期間が6日を超える場合は、医師の診断書を徴し、6日を超えない場合は診断書等によることはなく医師に指示された期間を申し出させる程度をもって承認することができる。

- 4 「公務による疾病又は負傷及び通勤による疾病又は負傷」の場合  
規則第10条第1項第3号により医師の指示する最小限度必要とする  
期間である。ただし、その期間中地方公務員法第28条の規定（分限）  
による休職を命ずることはさまたげない。

## 第5 特別休暇関係

### 1 女子職員の生理休暇

- (1) 「生理日において勤務が著しく困難である者」について

女子職員から生理日の勤務が困難であるとして休暇の請求があつた場合にはこれに該当させ、特に証明を求める必要はない。

- (2) 休暇期間

生理のつど生理休暇として認められる期間は2日までとし、2日を超える期間については病気休暇とする。

### 2 職員の分べん

- (1) 産前

職員の請求が条件となり、医師等の証明する出産予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合は10週間目）にあたる日より請求があれば出産の日まで就業させてはならない。

- (2) 産後

産前の場合のように当該職員の請求を条件とするものではなく、産後8週間は請求の有無を問うことなく就業させてはならない。

- (3) 出産の範囲

出産は妊娠4か月以上（1か月は28日計算であり4か月以上とは85日以上のことである。）の分べんとし、生産のみならず死産、流産、妊娠中絶を含むものとする。

従って、流産、妊娠中絶の場合その日が妊娠4か月以後、産前8週間以前であれば産前休暇の請求は生じえないが、産後8週間は就業を禁止しなければならない。

### 3 育児

- (1) 「生後満1年<sup>3月</sup>に達しない生児」とは

生児とは実子及び養子をいう。また生後満1年<sup>3月</sup>の計算については民法の一般原則による。従って満1年の誕生日の前日までとする。

- (2) 1日2回1回45分

45分は職員が生児に面接し授乳等の世話をするために要する時間であるが、往復時間は別に与えることが望ましい。

- (3) 請求

ア 職員の請求によって与えるものであるが、女子職員については、請求のない場合も積極的に与えることが望ましい。

イ 請求の時間が勤務時間の始めあるいは終わりであっても与えなければならない。

### 4 父母、配偶者及び子の祭日

- (1) 神道における祭日

10日祭（命日を入れて10日目）

50日祭（命日を入れて50日目）

1年祭（満1年目の命日）

3年祭（満2年目の命日）

5年祭（満4年目の命日）

10年祭（満9年目の命日）

20年祭（満19年目の命日）

30年祭（満29年目の命日）

- (2) 仏教における祭日

49日（命日を入れて49日目）

1周忌（満1年目の命日）

3回忌（満2年目の命日）

7回忌（満6年目の命日）

13回忌（満12年目の命日）

17回忌（満16年目の命日）

25回忌（満24年目の命日）

33回忌（満32年目の命日）

50回忌（満49年目の命日）

- (3) キリスト教には特定の祭日はない。

- (4) 祭りの日は各1日以内とする。

- (5) 父母とは1親等直系尊属をいう。ただし、姻族の場合のうち父母の配偶者であった者の祭日については、その者の死亡した後に生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示しない場合にのみ休暇が

認められる。(民法第728条第2項、戸籍法第96条)

## 5 忌引

### (1) 血族関係

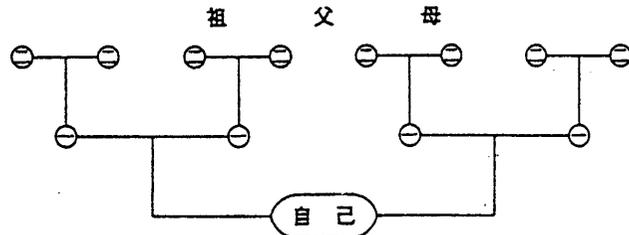
#### ア 「血族」とは

血統の連絡があるもの(自然血族)若しくは血統の連絡があると法律上みなされている者(法定血族、民法第727条、第809条)であり、親等の計算は民法第726条の規定による。(別表親族図参照)

#### 「法定血族」とは

養子縁組による血族関係であり、職員が養子である場合は自然血族関係(実父母を中心とした血族関係)は続くとともに、新たに法定血族関係(養父母を中心とした血族関係)が生じ親族数は、自然血族と法定血族を合わせた数となり、多数となる。

#### イ 養子の場合の血族関係(2親等以内の直系尊属を表す。)



\*養父母は必ずしも2人でなく養父、養母いずれか1人の場合もある。

### (2) 姻族関係

#### ア 「姻族」とは

婚姻により夫婦の一方と他方の血族との間に生ずる親族関係である。

一方の血族と他方の血族とは姻族にはならない。従って職員の実子の配偶者の血族とは姻族関係は生ぜず休暇は与えられない。

(養子の場合は養子の自然血族(実父母、実兄弟等)とも親族関係は生じない。)

#### イ 「1親等の直系尊属」とは

配偶者の父母(養父母を含む。)と職員の父母(養父母を含

む。)の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち父の後妻、母の後夫である。)である。

#### ウ 「1親等の卑属」とは

配偶者の子(職員と血族関係のないもの、すなわち先夫、先妻の実子及び配偶者の養子)と職員の子(養子を含む。)の配偶者である。

#### エ 「2親等の直系尊属」とは

配偶者の祖父母(配偶者が養子である場合も含む。)と職員の祖父母の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち祖父の後妻、祖母の後夫である。)である。

#### オ 「2親等の傍系者」とは

配偶者の兄弟姉妹と自己の兄弟姉妹の配偶者である。

#### カ 「3親等の傍系尊属」とは

配偶者の伯叔父母と自己の伯叔父母の配偶者である。

### (3) 備考関係

#### ア 「代襲相続」とは

推定相続人たる被相続人の直系卑属又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡し又はその相続権を失った場合、その者の直系卑属がその者と同順位においてなす相続であり、孫が父母に代り祖父母の相続人となる場合と甥姪が父母に代り伯叔父母の相続人となる場合である。

#### イ 「祭具等の承継」とは

民法第897条の規定によるものであり相続制度の趣旨が祖先の祭をなすことにあった最も古い相続制度であり(祭祀相続ともいう。)、今日もなおこの制度は慣習として残っており、いわゆる農村の跡取り息子(長男)といわれている場合のように祖先の仏壇、祭壇等の承継を受けたものである。

#### ウ 「1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる」とは

アで述べたように、職員が父母に代り祖父母の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は父母に準じ7日間の休暇を、職員が父母に代り伯叔父母の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は子に準じ7日間の休暇を、それぞれ与えてもよいとの意味である。

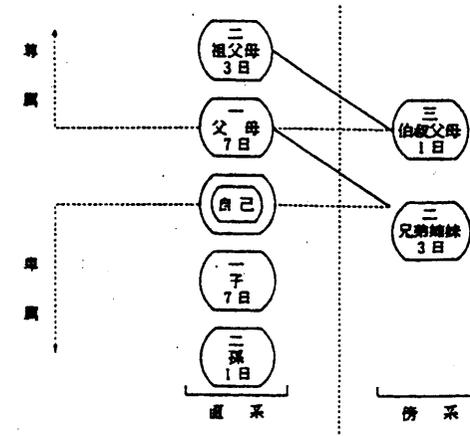
第6 介護休暇関係

- 1 条例第15条第2項の規定は、同条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態が引き続いている間において、介護休暇が1回の連続する3月の期間内で認められるという趣旨である。
- 2 条例第15条第2項の「3月の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた期間の始まる日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。
- 3 規則第13条第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- 4 規則第13条第1項第2号の「人事委員会が定めるもの」は、次に掲げる者とする。
  - (1) 父母の配偶者
  - (2) 配偶者の父母の配偶者
  - (3) 子の配偶者
  - (4) 配偶者の子
  - (5) 孫（その父母のいずれもが死亡している者に限る。）
- 5 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

別表

親族図（3親等以内で忌引休暇の与えられるもの）

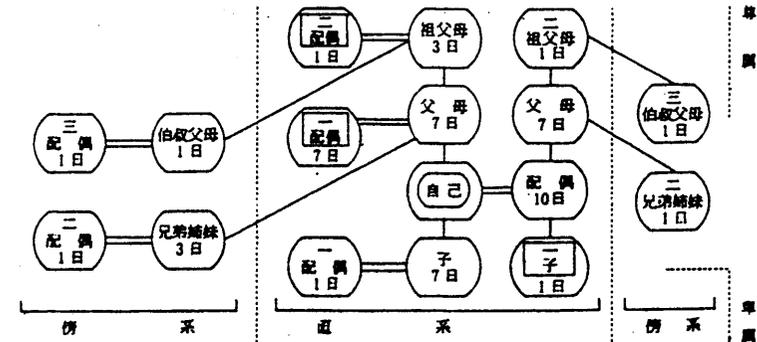
「血族」



備考

- 1 数字（一、二、三）は親等数を示す。
- 2 日数は忌引休暇と与え得る最高日数を示す。

「姻族」



備考

- 1 数字（一、二、三）は親等数を示す。数字を付したものが姻族、数字の記入のないものは血族
- 2 □は、職員（自己）の血族でない場合
- 3 日数は忌引休暇と与え得る最高日数を示す